

岡山市条例第52号

地方独立行政法人岡山市立総合医療センターの設立に伴う関係条例の整備に関する条例

(岡山市教育委員会の教育長の給与に関する条例の一部改正)

第1条 岡山市教育委員会の教育長の給与に関する条例(昭和27年市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び別表中「, 病院事業管理者」を削る。

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年市条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表中「, 病院事業管理者」を削る。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年市条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「, 病院事業管理者」を削る。

(岡山市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 岡山市職員等の旅費に関する条例(昭和36年市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号ア, 別表第1及び別表第2中「, 病院事業管理者」を削る。

(岡山市職員退職手当支給条例の一部改正)

第5条 岡山市職員退職手当支給条例(昭和61年市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第1条中「, 岡山市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成12年市条例第100号)の適用を受ける職員」を削る。

附 則

この条例は、地方独立行政法人岡山市立総合医療センターの成立の日から施行する。